

## 議案第71号

三田市都市公園（有料公園に限る。）の管理に係る指定管理者の指定  
について

三田市都市公園（有料公園に限る。）の管理に係る指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月24日提出

三田市長 森 哲 男

### 記

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

三田市都市公園のうち、次に掲げる有料公園

- ・城山公園
- ・三田谷公園
- ・中央公園
- ・学園東公園
- ・駒ヶ谷運動公園
- ・テクノ公園
- ・小野公園
- ・下青野公園

#### 2 指定管理者となる団体

P & S 三田コンソーシアム

代表団体 兵庫県姫路市西駅前町1番地

神姫バス株式会社

取締役社長 長 尾 真

### 3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで